

【介護給付】介護保険対象者（居宅介護・重度訪問介護は原則として要介護5の者に限る）

サービスの種類	障がい支援区分	基本支給量	
		在宅生活者	住宅型有料老人ホーム等入所者
居宅介護 （身体介護中心）	区分1	6時間	3時間
	区分2	7時間	4時間
	区分3	10時間	5時間
	区分4	19時間	10時間
	区分5	30時間	15時間
	区分6	43時間	21時間
居宅介護 （家事援助中心）	区分1	11時間	6時間
	区分2	15時間	8時間
	区分3	21時間	11時間
	区分4	40時間	20時間
	区分5	63時間	31時間
	区分6	90時間	44時間
重度訪問介護	区分3	40時間	20時間
	区分4	50時間	25時間
	区分5	62時間	31時間
	区分6	88時間	43時間
行動援護	区分3	25時間	
	区分4		
	区分5		
	区分6		
同行援護	区分なし～区分6	25時間	
重度障がい者等包括支援	区分6	58,480単位	
短期入所	区分1～区分6	7日 但し、介護保険施設を利用する事が特に困難と認められる場合に限る。	
生活介護	区分3(*1)～区分6	5日 但し、施設入所支援利用者は当該月の日数から8日を控除した日数とする。	
療養介護	区分5～区分6	当該月の日数	
施設入所支援	区分4(*2)～区分6	当該月の日数 但し、介護保険施設を利用する事が特に困難と認められる場合に限る。	

(*1)50歳以上は区分2

(*2)50歳以上は区分3

【訓練等給付】

サービスの種類	基本支給量
自立訓練（機能訓練）	当該月の日数から8日を控除した日数 ※就労移行支援、就労継続支援A型については65歳未満の者または5年間引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において当該サービスの支給決定を受けていた者。
自立訓練（生活訓練）	
就労移行支援	
就労継続支援（A型）	
就労継続支援（B型）	
共同生活援助	当該月の日数 但し、介護保険施設を利用する事が特に困難と認められる場合に限る。